



島根県報

平成16年 9 月 3 日 (金)
号外 第 97 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

(農 業 経 営 課)

公布された条例等のあらまし

島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第64号)

1 規則の概要

- (1) 貸付対象となる内容に農作業を受託する場合に必要な資金を追加することとした。(第3条関係)
- (2) 一定の要件を満たす法人格を有しない団体で農業を営む団体以外のものについて、借入手続を改めることとした。(第6条・第11条関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第64号

島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県農業改良資金貸付規則(平成14年島根県規則第81号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「前号」を「前各号」に改める。

第3条第1項の表1の項に次の1号を加える。

- (8) 農作業を受託する場合に必要な資金(担い手育成農作業受委託促進事業実施要領(平成16年4月1日付け15経営第6700号農林水産事務次官依命通知)に基づき基幹的農作業を受託する旨の契約を締結した者に対して、その受託期間の受託料相当額を貸し付ける資金に限る。)

第6条第1項中「及び経営改善資金計画書」を「、経営改善資金計画書及び農作業受委託契約書の写し(第3条第1項の表1の項第8号に掲げる資金を借り入れようとする場合に限る。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第2条第5号に掲げる法人格を有しない団体で農業を営む団体以外のものについては、知事が別に定めるところによるものとする。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第2条第5号に掲げる法人格を有しない団体で農業を営む団体以外のものについては、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の島根県農業改良資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う借入申込みについて適用し、同日前に行われた借入申込みについては、なお従前の例による。